

高知県教育委員会 会議録

平成23年8月定例委員会

場所：議事堂第二委員会室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成23年8月29日(月) 13:30

閉会 平成23年8月29日(月) 15:58

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島	一久
	委員	久松	朋水
	委員	北添	紀子
	委員	竹島	晶代
	委員	八田	章光
	委員(教育長)	中澤	卓史

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	岡崎	順子
〃	教育次長	池	康晴
〃	子育て・親育ち推進監	佐藤	津矢子
〃	教育政策課長	田中	宏治
〃	総務福利課長	稲垣	正順
〃	幼保支援課長	市川	広幸
〃	小中学校課長	永野	隆史
〃	高等学校課長	藤中	雄輔
〃	高等学校課企画監	森本	民之助
〃	特別支援教育課長	田中	信一
〃	生涯学習課長	平野	博紀
〃	新図書館整備課長	渡辺	憲弘
〃	文化財課長	片岡	博彦
〃	スポーツ健康教育課長	刈谷	好孝
〃	人権教育課長	吉田	弘章
〃	教育政策課企画監	豊嶋	寿昭
〃	教育政策課課長補佐	岡村	一良
〃	教育政策課課長補佐	唐岩	隆之

“ 教育政策課教育企画担当f-7 中島 勝海（会議録作成）
 “ 教育政策課主事 田尻 敦子（会議録作成）

（４）議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 8月定例委員会を開催する。本日の議案は、付議第5号が個人に関する情報を含む議案のため、非公開として取り扱うこととする。賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

委員長 それでは、付議第5号は非公開の取扱いとする。

教育長 （提案説明）

【報告事項第1号 発達障害等のある幼児児童生徒の指導及び支援の充実に関する指針について（特別支援教育課）】

○特別支援教育課長説明

○質疑

委員	特別な教育が必要な児童生徒は年々増加傾向とあるが、その理由はどうか。今後増えていくのか。
事務局	本県における特別な支援が必要な児童生徒数は年々増加してきているが、これは単純に子どもが増えたというのではなく、学校における教職員の認知や気づいた割合が増えたことで伸びた数字と理解いただきたい。今後どこまで伸びるか分からないが、人によっては1割程度までいくのではという考えもある。グレーゾーンを含めた考えだと思うが。
委員	この指針は誰に向けて発信していくのか。
事務局	県教委がこの指針を掲げて取り組んでいく内容である。
委員	学校の先生や県民に広げていくのであれば分かりにくい。特別支援教育を広めていくときでもあるので、先生によっては考え方が分かっていない方もいるのでは。そういう点では分かりにくい面があると感じる。
事務局	この子は発達障害かなと感じる先生もいれば、そうではない先生もいるのは確か。特に高校はこれからである。全体に占める発達障害等のある生徒の割合は1%台であるが、今後割合は高くなっていくかもしれないので、具体的な支援に入っていくべきと考えている。
委員	グレーゾーンと判断するのは校内の医師なのか。また、グレーゾーンとの境目はどういうものか。
事務局	決定するようなものではなく、巡回相談員派遣事業では、医師や大学の教員等が支援方法を提示する。巡回活動などを踏まえて、この子どもはこういう支援が必要だという認識で捉えている。自分の子

委員 事務局	<p>どもが発達障害かどうか医師の診断を受けるかどうかは保護者の自由であるが、実際に診断されている子どもは全体のほんの数%というのが現状である。</p> <p>今後どうしていくのか。</p> <p>乳幼児期からの早期発見を連携していく必要がある。今後、理解や啓発が進んでいけば、早い段階で気づき、専門機関など早い段階から支援ができるようになる。そうなれば発達障害のある子どもたちも社会に適応して普通に生活できる力をもっていると認識している。</p>
委員長	<p>発達障害はできるだけ早い段階、幼児期から気づいていくことが重要であり、校種間のつながりや、医療関係、個人情報など課題も多い。これを前向きに積極的に捉え、克服しながら前進できるように我々も協力していくので、今後も議論していきたいと思う。</p>

【付議第1号 地方自治法の規定に基づく補助執行の協議に関する議案（教育政策課）】

○教育政策課長説明

○質疑

委員長 事務局	<p>終業式が終わって中体連の大会があったと思うが。</p> <p>20日に終業式を行う学校は少ないと思い込んでおり、実際中体連の大会の時期がはっきりしていたので、終業式の方は動かせると判断していた。</p>
委員長 各委員 委員長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第2号 県立中学校において使用する教科用図書の採択に関する議案（小中学校課）】

○小中学校課長説明

○質疑

委員	<p>8月10日の研修会で詳しく説明をいただき、各中学校からも精査した内容の報告があったが、各中学校が希望する教科書と一致した結果になっているのか。</p>
事務局	<p>一致している。</p>
委員長	<p>中高一貫校において、高等学校との絡みを考慮した協議はどのように行っているのか。</p>

事務局	各校に審査委員会が設けられており、高校の校長や教員も参加しているし、委員ではない教員からの意見も伝わるようにしている。審査の過程の中で議論を尽くして出されてきている。
委員長	3中学校とも応用全般に注目している。発展的学習に注意を払って採択されている感じを受ける。
事務局	中高一貫校の特色を出すことが重要であり、発展的学習にも審査の時間を使い、高等学校の授業との関連を見据えた配慮をしている。文部科学省は、発展的学習は5%程度としか示していないが、自分たちの学校ではどのくらいが良いのか精査はしている。
委員	中高で使う教科書は同じ会社のものを使うのか。
事務局	必ずしも同じ出版社ではないが、内容的には連続性を重要視している。
委員	それなら連携を意識しているということにならないのでは。
事務局	内容的に連携を重視している。例えばイオンや原子核ということはどう伝えていくのか、そういった流れを重視している。 安芸中、南中の数学は数研出版を採択しているが、高校が使っているものは数研出版が多い。そういう意味では連携の考えが強い。
委員	南中であれば国際化を意識しており、国語なら三省堂が文化を重視している。英語であればアジアについての内容が充実した教科書を採用しているということか。
事務局	そう。記述はいろいろあるが、学習目的にどう沿うか決めるのは学校に任されている。そういう視点を設けたと思う。
委員	教科書で授業を行っていくと説明があったが、いくつかの会社で基本と応用で頁を分けている。宿題で基本、応用をどのくらい使うかは先生の裁量になるのか。
事務局	学校の目標に応じてどう教科書を使うか、一つの授業で教科書を使ってどう仕込んでいくかは教師の責任になる。自分のクラスの基礎が弱いとなれば家庭学習と使い分けていくことになるし、高校の体系などの視野を持っていないと教科書で教えることにはならない。授業者はそういうことを見据えてやっていかねばならないし、我々の力量も問われている。分量にアップアップしていたら困る。
委員	愛媛県では育鵬社の社会科の教科書を採用したと新聞記事が載っていたが、これについての考え方は。
事務局	全国の動向もアンテナを張って承知しているが、愛媛県は教育委員会が教科書を決めることになっており、我々と採択のシステムが違う。本県では地教行法と教科書無償借法の趣旨に則って、各ブロックが決めるというシステムを県立中学校にも当てはめることになっている。
委員	愛媛県の採択には何か問題があるのか。
事務局	基本的にどの教科書も検定は通っているので、どの教科書を選んで

	<p>もいい。これまでの歴史的な背景、経済、文化的課題は各地域が有しており、教科書の採択はその地域の判断に委ねられている。愛媛県は坂の上の雲に関わる表現が気に入ったと聞いている。一方、沖縄県は先の大戦の影響もある。</p> <p>今回、社会科の採択については、いろいろな方から話があり、この会社の教科書は採択しないで欲しいという声が12件程度あった。基本的に検定教科書は全て検定を通っているものであり、我々の判断で決める旨説明してきた。</p>
委員長	理科などのように科学的根拠に基づくものと、社会などのように考え方に違いのあるものとあるが、現場で混乱することはないか。
事務局	歴史的認識などは社会科にあるが、教育公務員として公平な考えのもと教育していかねばならない。固定的に「こう」と押しつけてはいけませんが、歴史的な事実は大事なものであり、事実は事実として伝えていかねばならないとしている。
委員長	科学的根拠はそうだが、政府や国や外国の考え方の違いは明確にして教えていくということか。そういうことを踏まえて、事実はきちんと伝えていくことになっているか。
事務局	一方的にこうだとかいうことはない。我々も学校で教えていく立場なので、そこは注意している。
委員	定期的に教科書の採択をされていると思うが、今回のように大きく変わるときなど、うちの学校はこうだったという部分は残ると思う。そこら辺り何か配慮しているのか。
事務局	教育課程上、教員が変わって授業内容もころころ変わると影響がある。各校の考えによりきちんとやっていくことが大事。
委員	基礎と応用など使い勝手が悪かった場合、次の採択にはそういった意見が反映されるのか。
事務局	教師の手応えは日々あるので、次回はどのような教科書が相応しいのか常に意識している。3校とも前回の会社と違うものを使っているが、言い換えれば絶えず見直ししながら更新しているということになると思う。
委員長	今回採択したら、次回の更新まで変更できないのか。教育委員会の議決はどうなる。
事務局	4年後の委員会で議決をいただく。今年は大幅に学習指導要領の改訂があったが、次回は同じ学習指導要領上での更新になる。
委員	学習指導要領や教科書が変わると、学習指導案との兼ね合いは。
事務局	教科書が変われば当然変わっていかねばならない。社会科は歴史観などそう変わるものではないが、言語活動を重視した内容に見直されたことによって、書く、読むことを重視した内容になっている。
委員	教科書が変わると、学習指導案も変わるのか。
事務局	ベースは同じだが、攻め口が変わる。

委員 事務局	学校現場で手順はどうか。 教科研究として授業前教科書の内容をすべてかみくだいておく。新しい教科書になれば、それも更新していくようにしている。当然授業が始まるまでにはやっておかねばならないこと。
委員	今回の場合は、学習指導要領も変わっているので、学習指導案もそれを踏まえてやっていくということか。
事務局	そう。
委員長 事務局	学習指導案は毎年見直ししているのか。 子どもの実態は毎年違うので、毎年と言わず毎時間見直していくべきだと思う。私たちに求められているのは、PISA調査における新しい学力観などだろうが、本県の子どもには基本的な学力が身に付いていない。理念と実態が合うように、授業者を育てていかねばならない責任は我々にもある。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第3号 県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の採択に関する議案（特別支援教育課）】

○特別支援教育課長説明

○質疑

委員	一般図書の数が多いが、これが全て教科書扱いとなるのか。クラスごとに選ぶのか。
事務局 教育長	どこの学校のA君に使いたいという形で採択するものである。 特別支援は一人一人状況が違う。個人用の教科書と捉えてもらいたい。
委員長 事務局	教科書や一般図書が使えない方がいる場合、どう対応しているか。 中央出版などはCDや楽器の鍵盤が付いている。その他にも触る絵本や布など生地がついたものがある。耳から学習する子どもも中にはいるので、そういった絵本を使う場合がある。
委員長 事務局	子どもと同じ教科書が先生にもいるのでは。 絵本は読み聞かせするなど対面の形で使っている。子どもと一緒に学習する形なので教師は必要ない。
委員 事務局	一般図書は、その人専用になるのか。 そうなる。
委員	年度途中で、別の子どもにもこの教科書を使いたいと判断した場合、買い足すことになるのか。
事務局	一般の教科書と同様、無償給付の対象となるので、買い足すことに

委員	はならない。
事務局	採択するのは年度前なので、実際やってみたら、これを使ってみたいとなることもあると思う。予算措置が認められていれば、汎用性を持たして対応できないかと思ったが。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第4号 平成24年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要綱
議案（特別支援教育課）】

○特別支援教育課長説明

○質疑

委員長	高校は全県一区となるが、特別支援学校の場合、入学区域を外すことは検討されていないのか。
事務局	今のところは考えていない。
委員	この学校に入りたいという希望はないのか。自由に選べたりはできないか。
事務局	希望に偏りや集中することが考えられる。みかづき分校は定員一杯になっている。できるだけ希望に沿いたいと考えているが、来年度もみかづき分校の人气が高ければ、もしかしたら不合格者が出るかもしれない。そうした場合のために、市立養護学校を受けられるようにするなど、日程で配慮している。
委員長	国立や市立、県立もあるが、光の村はどうか。
事務局	そういうところを希望する場合もある。先ほど説明したグレーゾーンにあたる方は県立高校の夜間に入る場合もあるので、そのような選択肢を考慮したスケジュールにしている。
委員長	不合格になったら、ここの学校には入れるとかフォローはしているのか。
事務局	特段していない。ただし、みかづき分校を希望して不合格となった場合は、本校に入れるように意思表示ができるようにしているが、昨年度の希望は少なかった。
委員長	東部のほうの学校には余裕があるのか。
事務局	ある。
委員長	もし希望の学校へ入学できなかつたらどうなるのか。
事務局	職業訓練校を受ける者もいる。

委員長 事務局 委員	どこにも行けないということはない。 受け入れているので現実にはない。 みかづき分校を希望されている方の中には、特別支援学校か普通校にしようか迷っている方もいる。この日程では前期選抜は不可能だが、そういう考えはなかったのか。
事務局	対象となる子どもの高等部入学に際しては、知能検査、親への聞き取りなどをした上で、県の就学指導委員会に諮らねばならない。高校の二次募集の選択なども配慮している。
委員	昨年のみかづき分校の入学者を見ると、中学校まで通常の学級に在籍していた子どもが約半分いる。
教育長	みかづき分校というチャンスがあるのなら、入れるために早い段階で検査を行うとか前倒しはできないのか。
委員長	後期試験である程度の枠がある。追手前と丸の内以外は最低20%の枠があるのでチャンスはある。
委員長	とりあえず今年やってみて、問題が生じれば検討していくということでどうか。事務局はよく見ておいてもらいたい。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

【付議第5号 平成24年春の叙勲候補者（教育功労）推薦議案（教育政策課）】

○教育政策課長説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

(5) 議決事項

付議第1号～5号

原案のとおり議決